

令和 7 年度 第 2 回岡山支部評議会議事概要報告

開催日時	令和 7 年 10 月 17 日（金）13：55～16：10
開催場所	第一セントラルビル 2 号館 8 階会議室 Ivy
出席評議員	学識経験者：浜田評議員（議長）・中浜評議員 事業主代表：安原評議員・大塚評議員・東評議員 被保険者代表：野村評議員・田原評議員・池田評議員
議題	1．令和 8 年度平均保険料率について 2．令和 8 年度支部事業計画及び支部保険者機能強化予算の策定に向けた意見聴取 3．その他報告事項

各議題について、事務局より資料に基づいて説明。

議題 1．令和 8 年度平均保険料率について

＜事業主代表＞

準備金の下限は 1 月分とあるが、上限の設定はないのか。

＜事務局＞

上限の設定はない。準備金をどこまで保有すべきかといった議論については、今後運営委員会でも進められていく予定であり、今回、準備金に関する新たな資料を作成している。

＜事業主代表＞

来週総理大臣が決まる。政局が大きく動いており、社会保険料を下げるべきだという政党もいる中で、今やっている試算は明らかにずれてくると思うが、そうなったらどうするのか。

＜事務局＞

試算は現時点で分かっている事を織り込んで機械的に行っているため、実績とのずれは生じる。そのため、試算後に生じた制度改正等については、その都度試算に反映させて可能な限り精緻な結果が得られるように毎年試算を行っている。

<被保険者代表>

全国で都道府県保険料率 10%を超えている支部は何支部程度あるのか。同じように 10%を下回っている支部がどのくらいあるのか。また、保険料率を引き下げた支部があるのであれば、引き下げた理由も教えてほしい。

<事務局>

協会けんぽのホームページに「ガイドブック」が掲載されているが、その中で令和 7 年度の各支部の保険料率が掲載されている。10%を超えている支部と超えていない支部は半々といったところ。岡山支部は、都道府県別一人当たり医療費が高い方から 13 番目であり、そういったことからするとおそらく令和 8 年度も 10%を切ることはまずないだろうと推察される。

次に保険料率を引き下げた支部があるかという点については、全国平均保険料率が決まると、各支部の医療費等に応じて都道府県単位保険料率が決まるため、支部独自の判断で引き下げるということはできない仕組みになっている。なお、インセンティブ制度の結果によって保険料率が下がる支部もある。

<事業主代表>

岡山県の一人当たり医療費が高いという話が出たが、県外の間が岡山県内の医療機関で高額な手術等を行った場合は、その医療費は岡山県のものとしてカウントされるのか。

<事務局>

その患者の加入している健康保険の保険者の医療費として計算される。例えば協会けんぽ広島支部の加入者が、岡山県内の医療機関で治療した場合、その医療費は広島支部のものとしてカウントされる。

【令和 8 年度平均保険料率に関する各評議員の意見】

<被保険者代表>

岡山県の一人当たり医療費が高いということだが、自身はそれを必ずしも悪いことだと思っていない。難病になってもためらわず高い新薬が使えるといった恩恵を受けられるということでもある。長期に渡って良質な医療を皆が安心して受けることができるという現在の体制ができる限り続いてほしい。協会の準備金が 6.6 月分あり、多いと感じるかもしれないが、自身の属する業種では準備金が 6 月分あってはじめて運営が安定していると言われるので、特別多いとも感じない。よって、平均保険料率については 10%維持が望ましい。

<被保険者代表>

診療報酬の引き上げ改定などが見込まれるという話もあったが、そうやってきたときに、患者負担が3割から4割とならないようにするためには、10%維持が妥当だと思う。

<被保険者代表>

参考資料 P25 で賃金の伸び率があったが、本当に気にすべきは実質賃金の上昇率だと考える。昨年の消費者物価指数は3.5%伸びており、物価が非常に上昇している。また、今年4月には4,000品目以上が値上げされ、この10月にも3,000品目以上が値上げされている。そういった中で名目賃金は3.0%上昇しているが、物価の値上がりの方が上回っており、結果として実質賃金は0.5%マイナスとなっている。また、賃金が上がった結果、保険料の負担感は増えている。試算の際にもそういった視点を取り入れてほしい。以上のことより一生活者の視点でいうと、平均保険料率については引き下げが望ましい。

<事業主代表>

不確定要素が多すぎる現在であっては、据え置きが望ましい。

<事業主代表>

保険料率は下がるに越したことはないが、全体を見渡すとそう簡単な話でもないと思った。先日はTVで医療機関の6割が赤字経営という番組を観た。そうすると、診療報酬を上げざるを得ないし、そうであるならば平均保険料率は据え置きかと思う。

<事業主代表>

協会けんぽの財政は、令和6年度は過去最高の黒字であり、今年度もおそらくこのままだいけば過去最高の黒字を更新するのではないかと思う。過去最高の黒字を更新し続けると、政府から国庫補助金を減らされるのではないかという懸念がどうしても拭えない。黒字を積み上げ過ぎて国庫補助金を減額されないために、平均保険料率を下げるべきだと考える。

<学識経験者>

準備金の積み上がりを見ると、保険料の負担を減らしたいと思う気持ちは理解できるが、赤字の健保組合の解散等、協会けんぽがコントロールできない要因が多くある。仮に協会けんぽが保険料率を下げると、健保組合が解散して協会に流入してくるなどコントロールの利かない部分があると思う。理事長の言葉にもあるが、やはり考えるべきは、これからの世代ができるだけ長く平均保険料率10%で続けられることだと思う。よって、平均保険料率は据え置きが望ましいと考える。

<学識経験者>

実質賃金が上がってない中で保険料率を下げるべきだという意見もあるが、病院の6割が赤字であり、満遍なく病院経営が苦しい中で来年診療報酬を上げてほしいという話や、診療報酬の改定を待たず今年の秋の補正予算に乗せてほしいという医療機関の要望も出ている。診療報酬が上がれば、当然医療費も上がり、保険者の保険料も上がるというベクトルが発生する。医療費の伸びが思ったほど上昇していないというのも病院経営の圧迫を意味している。物事が複雑に絡み合っていて、今の段階では判断が難しいので、結論としては当面10%維持が望ましいと考える。

議題2. 令和7年度支部事業計画及び支部保険者機能強化予算の策定に向けた意見聴取

<事業主代表>

岡山支部における健康課題の中で、小規模事業所の健診実施率が低いとあるが、岡山県内の被保険者数5人未満の事業所の割合はどれくらいあるのか。

<事務局>

約8割程度である。

<事業主代表>

5人未満だと、作業を止めて何かをするということができない。社長すらも抜けられない。会社としての事業が停滞してしまう。これは仕方ないのでは。

<事務局>

その難しさについては、保険者としても感じている。健診車を持って行っても、仕事中に抜けられないという声を多くいただくこともある。そういった中でも、補助の内容や健診内容を広報すること、健診機関によっては土曜日でも実施可能であるといったお知らせを個人宛にきっちりと実施していくことが大事だと考えている。効果も出てきているので、引き続き取り組みを継続していきたい。

<事業主代表>

自身も特定保健指導を受けているが、これは本当に予算をかけてやる必要があるのか？電話1本でどれほどの効果があるものなのか。それよりも、検査項目の拡充の方が支部の課題解決にとって効果的なのでは？

<事務局>

何をもって効果とするかというところはあるが、特定保健指導対象者は決して病気では

なく、このまま生活習慣を改善しないと生活習慣病になるリスクを保有している人ということなので、ぜひ特定保健指導を受けていただければと思う。

＜学識経験者＞

3万5千人対象者がいて、1万5千人が特定保健指導を受けているということだが、結構受けているなという印象である。被保険者に寄りそえているのではないかと思う。

議題3. その他報告事項（「協会けんぽ DX について(電子申請、けんぽアプリ)」、その他）

＜事業主代表＞

資料③P.17の発熱外来等で車待機の場合は、マイナンバーカードの提示だけでは駄目ということか。携帯電話でマイナポータル画面を表示して、マイナンバーカードとスマホを病院の人が預かって持って行ってしまうということなのか。

＜事務局＞

車でマイナンバーカードとスマホのマイナポータル画面を見せれば良く、持っていけることはないと思う。保険請求時に医療保険の記号番号が必要であり、マイナンバーカードだけではその記号番号が確認できないため、いずれかの方法で医療機関が確認することである。

＜事業主代表＞

資格情報のお知らせは全員が持っているのか？

＜事務局＞

加入者全員に配付済みである。マイナンバーカードと一緒に保管してもらえればと思う。

＜事業主代表＞

最近、マイナ保険証のCMをよく見るが、「マイナ保険証」と「マイナンバーカード」が全く別物のように聞こえる。世間では「マイナ保険証」イコール「マイナンバーカード」という認識が薄いのではないかと感じる。もっと「マイナンバーカードに保険証を紐付したものがマイナ保険証」だということを広報してほしい。

＜被保険者代表＞

資格確認書の有効期限は5年となっているが、切れた場合はどうなるのか？新しいものが自動的に送付されるのか。申請が必要なのか。

<事務局>

現時点では具体的には示されていない。

特記事項

傍聴者なし

次回は令和 8 年 1 月 16 日（金）開催予定